

岩手県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年8月14日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 通知すべき書面 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
東京都渋谷区富ヶ谷二丁目41番11号 篠岡アパート	二見 進

- 3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡山田町石峠第4地割	20番1	雑種地	112㎡	113.86㎡	113.86㎡	宅地	別図に赤色で表示する部分

- 4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成27年9月4日をもって通知があったものとみなされます。